

WOOD LETTER

Ψ moku 推し Ψ

令和8年8月vol.63

森林環境譲与税 ご担当者の皆様へ

平素より、東京の木 多摩産材をはじめ国産木材の利用推進についてご理解及びご協力をいただき誠にありがとうございます。

8月といえば夏本番。都内では連日の猛暑が続き、外に出るだけで汗が噴き出すような日が多くなりました。皆様もエアコンや冷たい飲み物が手放せない毎日をお過ごしではないでしょうか。

そんな暑さの中で、山の木々は今日も黙々と光合成を続け、ぐんぐん成長しています。人には冷房が欠かせませんが、木は太陽の光をエネルギーに変えて働き続けるなかなかの頑張り屋です。

森林は木材の生産だけでなく、CO₂の吸収や水を蓄える働きなど、私たちの暮らしを支える大切な存在です。その森林を元気に保つためには、木を育てるだけでなく、使うことも重要です。

ということで今月も“Wood Letter Ψ moku 推し Ψ”vol.63をお届けします。ぜひともご参照いただき、貴団体内の関係する部署にも転送いただくなどご協力をお願いします。

：森づくり推進担当一同：



（１）令和8年度第1回「自治体職員 多摩産材流通現場等見学会」 参加者募集

東京の森林・林業を身近に感じ、多摩地域の森林整備や東京の木 多摩産材の活用について理解を深めていただくため、「多摩産材流通現場等見学会」を**10月30日（金）**に開催します。

募集定員は20名（先着順）で、申込期限は10月8日（木）までです。森林整備現場や多摩産材利用施設を見学できる絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。

参加をご希望の方は、8月7日に送付する案内メールに添付の申込書に、必要事項をご記入の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。

申込先メールアドレス：S0000488@section.metro.tokyo.jp

第1回（10月30日金曜日）

9時30分（JR五日市線 武蔵五日市駅 集合）～16時30分（JR青梅線 河辺駅 解散）

<見学予定場所>

- | | |
|-------------------|--------------|
| ①八王子市森林整備現場 | （森林整備現場見学） |
| ②フレア五日市 | （多摩産材利用施設見学） |
| ③日の出試験林 | （試験林見学） |
| ④青梅市 風の子・太陽の子広場 | （多摩産材利用施設見学） |
| ⑤東京都農林水産振興財団 青梅庁舎 | （採種園見学） |

昨年の見学会の様子



※第2回の見学会は11月25日（水）を予定しています。10月にご案内の予定です。

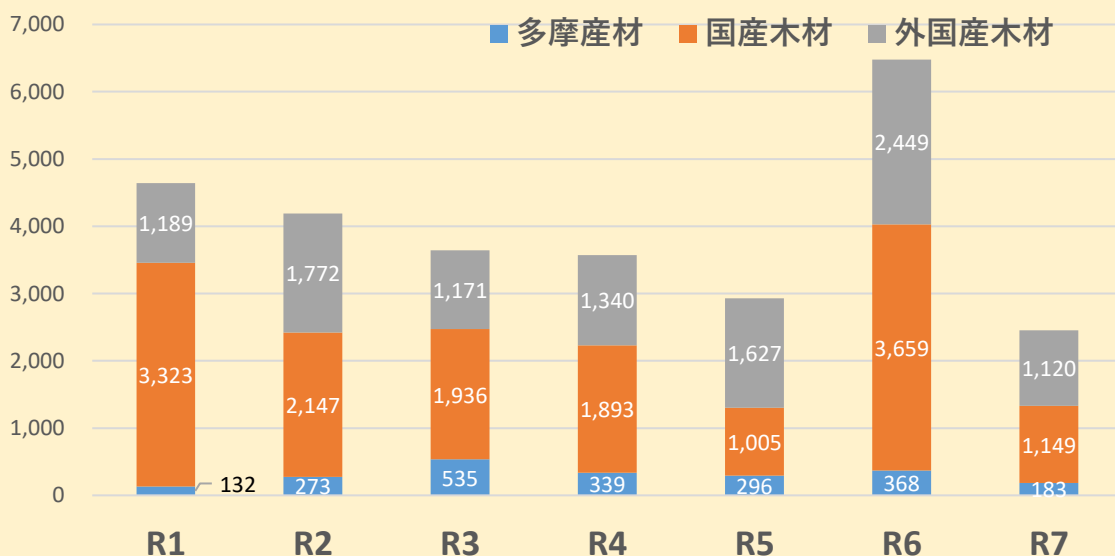
(2) 令和7年度 区市町村 木材使用実績 調査結果

都では、東京都建設リサイクルガイドライン（第9章第2の4（2））並びに「東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」及びその運用等に基づき、都内自治体における木材の使用状況を毎年調査しています。本年度も調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。以下、皆様からご回答いただいた調査の結果をご紹介します。

単位：m³

区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
多摩産材	132	273	535	339	296	368	183
国産木材	3,323	2,147	1,936	1,893	1,005	3,659	1,149
外国産木材	1,189	1,772	1,171	1,340	1,627	2,449	1,120
総数	4,644	4,192	3,642	3,572	2,927	6,477	2,452
前年比		-10%	-13%	-2%	-18%	121%	-62%

区市町村 木材使用量推移（過去7年間） ・ 単位：m³



令和7年度の区市町村における木材使用量は2,452m³で、前年度比約62%減となり、過去7年間で最少でした。令和6年度は一部自治体の使用量が大幅に増加しましたが、同年度を除くと年々減少しています。

内訳は、多摩産材183m³（前年度比約50%減）、国産木材1,149m³（同約69%減）、外国産木材1,120m³（同約54%減）でした。多摩産材は令和元年度に次いで、国産木材は令和5年度に次いで、それぞれ過去7年間で2番目に少なく、外国産木材は最少でした。

木材の使用実績があった自治体は、都内62自治体のうち43自治体で、前年度の48自治体から5自治体減少しました。このうち森林環境譲与税を充当した自治体は20自治体で、実績のある自治体の約47%を占めます。

森林環境譲与税の木材利用への活用は法の趣旨に沿うものであり、今後、各自治体における一層の木材利用が期待されます。

調査にご協力いただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

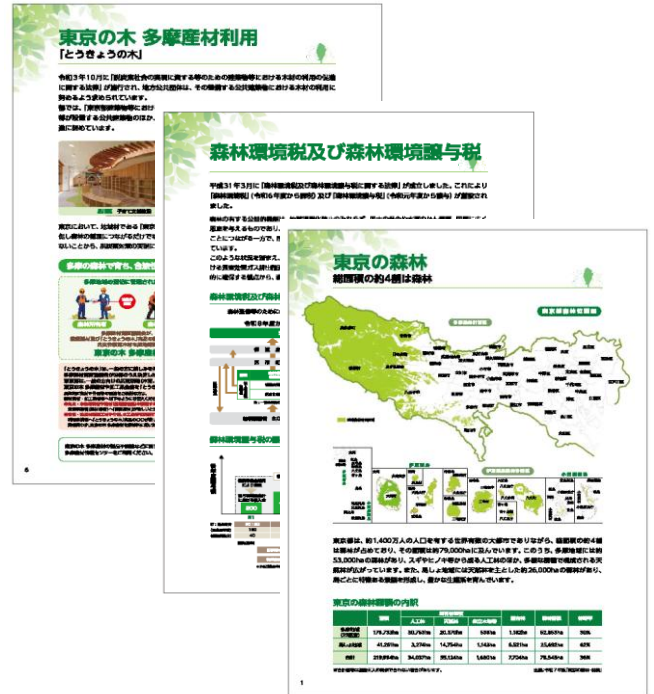
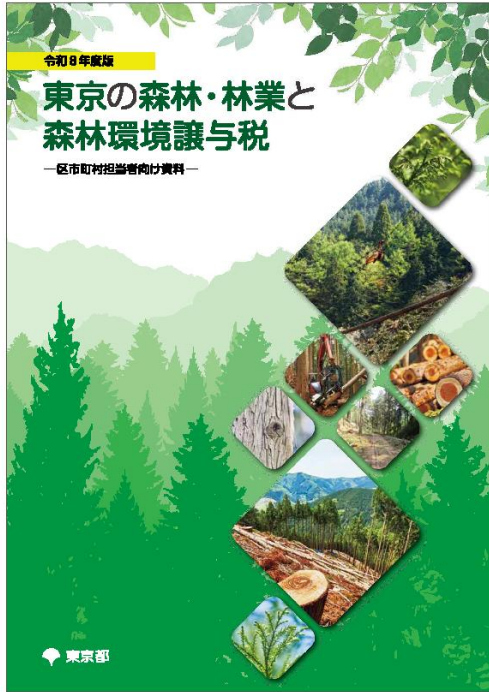
(3) 「東京の森林・林業と森林環境譲与税」(令和8年度版)作成

例年、東京の森林・林業や森林環境譲与税、補助金制度についてまとめた冊子を、区市町村職員の皆様にお届けしています。

すでに発送は完了していますが、冊子の追加をご希望の場合は、森林課森づくり推進担当までご連絡ください。

※本冊子のPDFデータは、東京都のホームページ「森林環境税及び森林環境譲与税について」のページに掲載していますので、あわせてご利用いただけます。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/2026-07-01-110437-029>

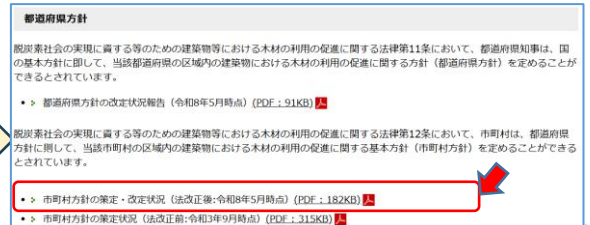
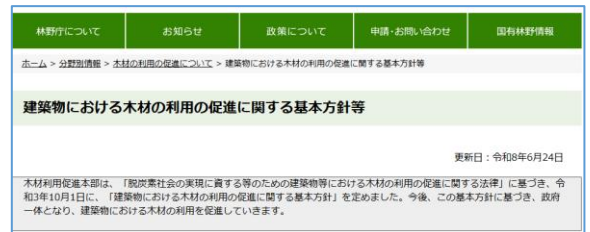


(4) 木材利用推進方針の策定

木材利用推進方針は、森林環境譲与税を活用した木材利用の促進や公共施設の木造化・木質化を進めるための基本的な指針です。「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」では、地方公共団体が地域の実情に応じた木材利用促進施策を策定・実施するよう努めることとされています。

令和8年5月現在、全国の区市町村1,741団体のうち95%にあたる1,660団体が方針策定済みとなりました。東京都は62団体中、策定済は61%の38団体と依然全国で最低レベルの策定率に留まっています。ぜひ積極的な方針策定の取組をお願いします。

なお、方針を新たに策定又は改訂した際には、都から林野庁への報告が必要となりますので、森林課森づくり推進担当までご連絡をお願いします。



[林野庁ホームページ](https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/kihonhousin.htm)

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/kihonhousin.htm>

●市区町村方針の策定・改定状況

都道府県	市区町村数	策定済市区町村数	策定率	策定済市区町村名	改定済市区町村数	改定済市区町村名
東京都	62	38	61%	新島村、神津島村、港区、日野市、柳原村、日の出町、江東区、品川区、あきる野市、聖島区、青梅市、足立区、八王子市、中野区、福生市、世田谷区、渋谷区、清瀬市、葛飾区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、多摩市、杉並区、大田区、板橋区、台東区、台東区、国立市、東久留米市、昭島市、奥多摩市、千代田区、町田市、国分寺市、武蔵村山市、羽村町、文京区	17	杉並区、台東区、八王子市、東大和市、国立市、日の出町、港区、東久留米市、昭島市、奥多摩市、千代田区、町田市、国分寺市、武蔵村山市、品川区、羽村町、文京区

(5) 森林環境税・森林環境譲与税の算定基礎データが更新されます

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則が改正されました。

令和8年総務省令第87号による改正により、令和8年9月期の森林環境譲与税の算定から、私有林人工林面積と林野率について、令和7年2月1日現在の農林業センサスの結果が用いられることになります。

森林環境譲与税は、人口に加え、私有林人工林面積・林野率や林業就業者数などの客観的な指標を基に配分されています。今回の改正は、最新の農林業センサス結果を反映し、より実態に即した算定を行うためのものです。自治体によっては譲与額に影響が生じる可能性がありますので、ご確認ください。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

主な改正の内容

<現行制度の概要>

○ 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において、森林環境譲与税は10分の9を市町村に、10分の1を都道府県に對して譲与するものとされており、各市町村及び各都道府県に對する譲与額は、それぞれの団体間において、私有林人工林の面積（100分の55）、林業就業者数（100分の20）及び人口（100分の25）の基準により按分して算定するものとされている。

○ このうち、各市町村の区域内に存する「私有林人工林の面積」については、農林業センサスの「最近に公表された結果」による私有林かつ人工林の面積によるものとされており、さらに、当該私有林人工林の面積については、同統計の「最近に公表された結果」による林野率※1に基づき、総務省令で定めるところにより補正※2を行うものとされている。

※1 林野率＝農林業センサスにおいて「各市町村における総土壌面積に対する林野面積の割合」と定義

※2 林野率が低い市町村は、一般的に集まった森林が多く、森林整備に係る経費が少くなり増しになると考えられることから、林野率が70%以上80%未満の補正係数1.3、80%以上の補正係数1.5を私有林人工林の面積に乘じる。

○ 上記の「最近に公表された結果」による私有林人工林の面積及び「林野率」については、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則において、農林業センサスにより調査した令和2年2月1日現在の数値を用いることとされており、現状においては、当該調査結果の数値を用いている。

<省令改正の概要>

○ 今般、令和7年2月1日時点の農林業センサスの結果が令和8年3月31日に公表されたことに伴い、森林環境税と税の算定に用いる「私有林人工林の面積」及び「林野率」について、施行規則に規定する農林業センサスの調査時点を「令和2年2月1日現在」から「令和7年2月1日現在」に改めるもの。

施行期日及び経過措置

○ 施行期日：公布の日（令和8年7月上旬を予定）

○ 経過措置：改正後の規定は、令和8年9月以後に譲与する森林環境税と税について適用

総務省関連資料：https://www.soumu.go.jp/main_content/001077597.pdf

農林業センサス：<https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc/2025/xls/index-6.xlsx>

(6) 多摩産材利用促進プロジェクト 令和7年度事例

「公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト」事業の令和7年度活用事例をご紹介します。東京の木 多摩産材と触れ合う場を創出し、更なる利用拡大を図るため区市町村によるモデル的な公共施設整備に対して支援するこの事業は、令和7年度は16区市町村23事業で活用されました。

今回、江東区の公園の木製ベンチ整備を紹介します。

江東区事例



北砂7丁目公園

公園木製ベンチの整備



大島5丁目児童遊園



多摩産材PRプレート



亀戸7丁目南公園

(7) MOCTION 企画展示

木材の大消費地である東京での更なる木材利用の拡大に向け、国産木材の魅力を発信する拠点「MOCTION（モクション）」。

一定期間ごとに、全国各地の木材製品の展示が行われています。

6月4日～6月16日 広島県



今回のテーマは木の生まれ故郷を辿る-Traceability Product-。製品につけられたコードから「この一品、どこの森育ち？」がわかり、木が製品になるまでの物語を身近に感じられる。

6月18日～6月30日 群馬県



家具や雑貨が並ぶ中で目を引いたのは、群馬の木で作られたギター。美しい木目をまとい、森そのものが音楽を奏でるような存在感。ギターになれば人の心に響き、家具になれば暮らしを支える。

5月21日～6月2日 スツール展

多摩産材をはじめ全国各地の木材で作られた9脚のスツールを展示。一見シンプルな椅子だが、素材や形が変わると、座り心地や表情もさまざま。一つ一つ比べながら座り心地を楽しめる。



7/30～8/18は山梨県、8/20～9/1は兵庫県の出展となります。皆様のご来場をお待ちしています！

ちょこっとコラム（ご存知でしたか？こんなこと）

適切に管理された森林由来の木材を使う仕組み「森林認証制度」＊

私たちが使う木製品の中には、適切に管理された森林から生まれた木材を使用していることを証明する、「森林認証」を取得したものがあります。森林認証制度とは、森林の環境保全や生物多様性の維持、地域社会への配慮などが適切に行われていることを、第三者機関が審査・認証する仕組みです。

主な認証制度には次の3つがあります。

- ・FSC認証(Forest Stewardship Council: 森林管理協議会): 環境・社会・経済のバランスを重視した国際認証。
- ・PEFC認証(Pan European Forest Certification Schemes): 世界最大規模で、各国の認証制度を相互認証する。
- ・SGEC認証(Sustainable Green Ecosystem Council: 緑の循環認証会議): 日本の森林環境に合わせた認証制度でPEFCとの相互認証により国際的にも認められています。

森林認証制度は、「森を育て、森の恵みである木を使い、木を伐った跡地には苗木を植え、育てる」持続可能な森林の循環を支える仕組みです。

木製品を選ぶ際には、森林認証マークにもぜひ注目してください。

「WOOD LETTER Moku推し（ウッドレター モクオン）令和8年8月vol.6 3」

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一庁舎21階中央
東京都産業労働局農林水産部森林課 森づくり推進担当

TEL03(5000)7198(直通) 担当:秋葉、高居、小山、中田、中村

森林環境譲与税はもとより、多摩産材の利用等東京の森林・林業に関することにつきましてもお気軽にお問合せください。